

ご協力ください

青少年を保護し非行を防ぐために—

大人ができること

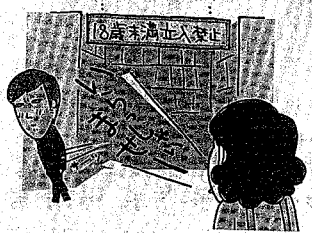
それは、きっかけをつくらない



新潟県青少年健全育成条例から

問い合わせ 県福祉保健部児童家庭課 (☎025-285-5511内線2511~2513)

有書図書類の陳列制限 (新潟県青少年健全育成条例第17条)



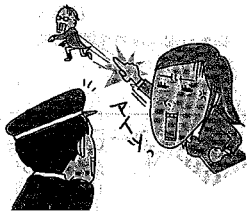
書店、コンビニエンスストア、ビデオショップ、レンタルビデオ店、パソコンソフト販売店などで有書図書を陳列するときは、一般図書類と区別し、青少年が入りできなくした場所などに置か、または容易に内容を見ることをできなくした方法で陳列しなければなりません。

違反すると 改善命令。命令に従わないと 20万円以下の罰金

みだらな性行為やわいせつな行為の禁止 (同第20条)



青少年に対し、みだらな性行為やわいせつな行為をしてはいけません。また、青少年にわいせつな行為をさせたり、教え、見せたりしてはいけません。



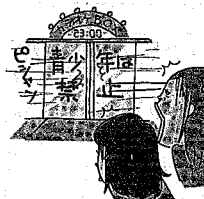
違反すると 2年以下の懲役または 100万円以下の罰金

※青少年であることを知らなかったことを理由に、刑を逃れることはできません。

深夜における遊技場への立ち入りの禁止 (同第22条の2)



カラオケボックスの営業者は、深夜、正当な理由がないのに、青少年を店に立ち入らせてはいけません。また、客の見やすい場所に、深夜における青少年の立ち入りを禁止する旨を掲示しなければなりません。



違反すると 20万円以下の罰金 (掲示の違反は10万円以下の罰金)

※深夜とは、午後11時から翌日の日の出時までです。



事情により転校したい、今の学校に引き続き通学したい…など

～お悩みのことがありましたらご相談ください～

市では、児童・生徒本人や家庭の事情によって、違う学校に通いたい、あるいは今の学校に引き続き通いたいという要望について相談を受け付けています。なお、現在下表の内容の学区外就学(通学)が認められています。



相談窓口 新潟市学校教育課(市役所4階、☎24-2111内線430)、教育センター(同、内線431)または各小・中学校の担当者
※許可申請するとき、証明書類などが必要な場合がありますので、あらかじめ電話でご相談ください。

相談期間 随時受け付けます。ただし、4月1日からの転校を考えている場合は、できるだけ前年度の11月末日までに、ご相談ください。

号	内容・対象	学区外就学(通学)の許可内容
1	特殊学級入級(小・中学校)	・居住する学区の学校に、障害の種類に応じた特殊学級がない場合、特殊学級のある学校に通学すること。
2	転居(小・中学校)	・転居により通学すべき学校が変更になる場合、現在の学校へ引き続き通学すること。
3	確実な転居予定(小・中学校)	・住居の新築や賃貸住宅への入居などで転居することが確実である場合、前もって転居先の学区へ通学すること。
4	一時転居(小・中学校)	・住宅の改築などに伴い、現在の学区とは異なる学区へ仮住まいしなければならない場合、引き続き現在の学校へ通学すること。
5	地震などの災害による仮住居(小・中学校)	・地震などの災害により、現在の学区とは異なる学区での仮住宅に居住しなければならない場合、引き続き現在の学校へ通学すること。
6	学区外の下校先(小学校)	・児童の下校後、児童を保護できる人が自宅に誰もいなくて、自宅以外に下校して保護してもらうようになっている場合、その保護する人の居住する学区へ通学すること。
7	放課後児童クラブの入会(小学校1~3年)	・学区外にある「放課後児童クラブ」に入会している、または入会する予定の場合、その「放課後児童クラブ」のある学区の学校へ通学すること。
8	疾病など(小・中学校)	・疾病などで指定された学校への通学が困難である場合、または医療施設へ通院するなどの点で指定学校以外の通学が望ましいと認める場合、学区外へ通学すること。
9	緊急避難的な措置(小・中学校)	・いじめ、不登校、諸環境などによる児童生徒の精神的な苦痛などが、転校することによって解消されると考えられる場合に学区外通学をすること。
10	転校前の学校への復帰(小・中学校)	・転校後に不登校や不適応状態が継続し、転校前の学校に復帰することでこれらの問題が解消されると考えられる場合、または転校を予定している段階でこれらの問題が生じる可能性が高い場合、転校前に(現在)通学していた学校に引き続き通学すること。
11	兄弟姉妹関係(小・中学校)	・兄弟姉妹が、疾病などや緊急避難的な措置に該当して学区外通学を認められているとき、教育上および家庭生活上の理由から、兄弟姉妹と同じ学校に通うことが望ましく、学区外通学をすること。
12	通級(小学校)	・現在、通学している学校から特殊学級・通級指導教室への通級が認められているが、家庭事情などから所定の日時にその学校へ通わせることが困難な場合に、学区外の学校へ通学すること。
13	通学距離(小・中学校)	・通学区域の境界付近に居住し、指定された学校が近隣に設置された学校までの通学距離と比較し明らかに遠距離にある場合に近隣の学校に通学すること。
14	その他の教育的配慮	・以上各号のほかに、児童・生徒にとって教育的見地や家庭生活生活上などの見地、または児童生徒の安全面から配慮が必要と考えられる場合に学区外の学校へ通学すること。(例：家庭の諸事情で学区外の親戚に預けられることになった、諸事情で住民異動届の提出ができない、離婚調停中である、親権者の問題がある、在日外国人、帰国子女、通学途上の安全問題など…)